

記者発表（資料配布）				
月／日 （曜日）	担当課(室) 班名	TEL	発表者名 （担当班長名）	配布先
3/31(月)	人事課 人事班	内線 2402 ダイヤルイン 078-362-3090	課長 上田 真也 （主幹 桑原 真知子）	県政記者クラブ

### 秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査終了について

週刊文春令和6年7月25日号に掲載された本県職員が秘密を漏えいしたと疑われる事案の調査を行ってきた「秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会」の調査が終了し、本日、県に対して調査報告書が提出されました。

今後、速やかに人事管理上の対応等の検討を行います。調査報告書の内容及び調査報告書を作成した委員の氏名につきましては、証拠隠滅、調査関係者への妨害など、干渉や圧力が生じることのないよう、当該対応等の発表に際し、公表を行います。

#### 【参考資料】

- 1 調査委託契約書
- 2 調査実施要綱

## 秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会調査委託契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と 弁護士（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託の合意）

第1条 甲は、乙を、第1号に掲げる事案に関する第三者調査委員会委員（以下「委員」という。）に選任して、第2号に掲げる事項（以下「本件委託事務」という。）を委託し、乙は、これを承諾する。

（1） 事案の表示

事案名 秘密漏えい疑い

事案の概要 週刊文春令和6年7月25日号に掲載された兵庫県職員が秘密を漏えいしたと疑われる事案に関する事実確認調査

（2） 委託事項

別紙「秘密漏えい疑いに関する第三者調査実施要綱」（以下「本件要綱」という。）記載のとおり

（任期）

第2条 乙の任期は、次のとおりとする。

（1） 始期 委員の選任日すなわち本契約の成立日

（2） 終期 第12条の本件報告書が提出された日の属する月の末日

（委託料）

第3条 本件委託事務に関する委託料は、時間制委託料及び実費相当額とし、時間制委託料の算定は次の各号のとおりとする。なお、金額及び算定方法は、全て税込とする。

（1） 時間制委託料の計算式

時間制委託料 = 対象となる時間 × 単価

（2） 対象となる時間

- ① 対象となる時間とは、乙自らが本件委託事務を処理するために要する時間をいう。
- ② 情報資料の探索、検討、打合せ、調査、会議出席、報告書の作成その他の乙が実際に本件委託事務に従事した時間は、時間制委託料の対象となる。時間制委託料を請求するための作業その他の乙が自己のためにする事務処理の時間は、時間制委託料の対象とならない。
- ③ 乙自らが②前段の事務を処理する場合において、当該事務の性質・内容が、兵庫県庁その他の乙の事務所外の場所でこれに従事することを必要とするときは、乙の事務所と当該場所の間の標準的な交通所要時間（往復）を、時間制委託料の対象とする。
- ④ 時間制委託料の対象となる時間は、1分単位とし（1分未満切捨）、月単位で時間を合計して委託料を算出（1円未満切捨）するものとする。
- ⑤ 時間制委託料の対象となる時間は、適正かつ妥当なものでなければならない。

（3） 単価

単価は、1時間当たりの金額とし、次のとおりとする。

1時間当たりの金額（税込） 委員：■■■■

（時間制委託料の一応の上限）

第4条 時間制委託料の対象となる時間の一応の上限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各号の時間数は、第三者調査委員会を構成する委員全員の合計とする。

（1） 調査時間 ■■■■

（2） 打合せ・調査内容整理 ■■■■

（3） 報告書作成 ■■■■

- 2 乙は、時間制委託料の対象となる時間が前項総計の上限を超えると見込まれる場合は、甲と協議するものとする。

(実費相当額)

第5条 旅費（交通費、宿泊費）、事務費（資料コピー代、郵送料、反訳費等の各種諸経費）その他の実費は、乙の立替払とし、次条に定めるところにより、領収証により精算する。

- 2 実費相当額は、適正かつ妥当なものでなければならない。
- 3 旅費は原則として、職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号）により算定した額を実費相当額とする。

(委託料の請求、支払方法)

第6条 乙は、甲に対し、毎月末日を締切日として、翌月10日までに、毎月の請求書及び請求明細書を作成して提出することにより、委託料の請求を行うものとする。

- 2 甲は、前項の請求を精査の上、締切日の翌月末日までに、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により委託料を支払う。ただし、支払日が土曜日、日曜日、祝日その他の金融機関の休業日の場合は、その翌営業日を支払日とする。
- 3 委託料の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約保証金)

第7条 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第8号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(甲の遵守事項)

第8条 甲は、本件委託事務が円滑に行なわれるように、乙に協力するものとする。

(乙の遵守事項)

第9条 乙は、本件要綱及び日本弁護士会連合会の2021年3月19日付「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「日弁連指針」という。）の規定に従い、本件委託事務を行なうものとする。

- 2 本契約、本件要綱、日弁連指針は、この順序に従い、優先して適用されるものとする。
- 3 乙は、任期終了後も、甲が本件及び本件委託事務に関し、議会への出席その他の協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 4 乙は、本件の利害関係者（日弁連指針の第3に掲げる「利害関係」を本件について有する者をいう。）に自らが該当することが判明したときは、遅滞なく甲にその旨を申告するものとする。
- 5 乙は、この契約の履行に係る業務を再委託してはならない。ただし、反訳その他軽微な事務であって甲の承諾を得たものはこの限りでない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、前条第5項により再委託を行うときは、受託者に対して前項と同様の義務を課さなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(報告書)

第12条 乙は、本件要綱及び日弁連指針に従って、本件に関する報告書（以下「本件報告書」という。）を作成し、提出するものとする。

- 2 本件報告書に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は全て、前項の提出がなされたとき、乙から甲に譲渡されるものとする。
- 3 前項の場合、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

（報告書の提出期限）

第 13 条 本件報告書の提出目標時期は、次のとおりとする。

提出目標時期 2025 年（令和 7 年）1 月下旬

- 2 乙は、本件報告書の提出時期が前項の提出目標時期を超えると見込まれる場合は、他の委員とともに、甲と協議するものとする。

（生成 AI の利用に関する保証）

第 14 条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

（生成 AI への入力及び出力結果）

第 15 条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

（帳簿等の備付け）

第 16 条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

（進捗確認等）

- 第 17 条 甲は、乙の委託事務の進捗状況（調査の内容に関するものを除く）について、随時に、問合せ若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。
- 2 乙は、特別な理由がない限り、前項の問合せ又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、同様とする。

（事案処理の中止等）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するとき、乙は、本件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

- (1) 甲が委託料の支払を遅滞したとき。
  - (2) 甲が乙の本件委託事務に協力しないとき。
- 2 前項の場合、乙は、甲に対し、書面をもって、速やかにその旨を通知しなければならない。

（本契約の解除等）

第 19 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めて是正を催告し、相手方がその期間内に是正しないとき。
- (2) 委託料が当初の予算を超過すると見込まれる場合において、超過分の予算に関する兵庫県議会の議決を得ることができないとき。

- (3) 相手方に対する信頼が失われたと考えられる客観的事由が生じたとき。
- (4) 乙が本件の利害関係者であることが判明したとき。
- (5) 本契約を継続しがたい重大な事由があるとき。

第20条 甲及び乙は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

- 2 前条の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、既済部分の成果物を、第1条に定める第三者調査委員会に属する他の委員に引き渡すものとする。
- 3 前条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約の場合の委託料の処理)

第21条 本契約の解除、継続不能その他の事由により、本契約に基づく事案の処理が途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算を行なうこととし、処理の程度についての甲乙協議の結果に基づき、委託料の全部若しくは一部の返還又は支払を行うものとする。

(遅延利息等)

第22条 乙は、前条の規定による委託料の返還金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第23条 甲は、第26条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は次条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 第21条の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第24条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

- 2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該第三者との契約を解除しなければならない。

第25条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第26条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(その他)

第27条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、これを

定めるものとする。

以上の契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名押印の上、各1通を保有する。

2024年（令和6年）10月8日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県  
兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服部洋平 印

乙 [所在地]  
[名称]  
[氏名] 印

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

## 【個人情報取扱特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内、貸会議室その他の乙が常時または一時的に管理する場所において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

### (契約の解除)

第11 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めんことはできない。

### (損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めすることができる。

## 秘密漏えい疑いに関する第三者調査実施要綱

### (目的)

第1条 週刊文春令和6年7月25日号に掲載された本県職員が秘密を漏えいしたと疑われる事案（この実施要綱において「秘密漏えい疑い」といい、以下「本件事案」という。）について、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を、調査委員会を設けて実施する。

### (所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 本件事案に関する事実関係の究明、把握、調査、認定
- (2) 前号に関する報告書の作成
- (3) 前各号に関連する事項その他調査委員会が必要と認める事項

### (構成)

第3条 調査委員会は、3名の委員で構成する。

- 2 委員は、兵庫県弁護士会から推薦された弁護士3名を選任する。
- 3 委員は、互選により委員長を選任する。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、調査委員会を統轄し、会務を処理する。

- 2 委員長に事故があったとき、委員長が欠けたときその他委員長がその職務を行うことができないときは、次に掲げる順序の順位に従って、その職務を代理する。
  - (1) 委員長があらかじめ指名した委員がいるときは、その委員
  - (2) 委員長があらかじめ指名した委員がいないときは、委員長以外の委員の互選により選任された委員

### (任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 始期 委員に選任されたとき。
- (2) 終期 本件事案にかかる報告書（第2条2号）が提出された日の属する月の末日
- 2 委員が欠員となったときは、第3条第2項に準じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、初回の会議は、兵庫県知事が招集する。

- 2 調査委員会の会議は、非公開とする。

### (意見の聴取等)

第7条 委員は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、本件事案の関係者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 事実関係、意見の聴取

- (2) 資料等の提出
- (3) 調査委員会への出席
- (4) その他委員が必要があると認める事項

(調査等の結果報告)

第8条 委員長は、第2条第1号及び3号に係る事務を行い、調査等の結果を得たときは、速やかに同条第2号の報告書を作成し、兵庫県総務部職員局人事課に提出するものとする。

(遵守事項)

第9条 委員は、その職務において関係者のプライバシーの保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように最大限配慮しなければならない。

- 2 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、総務部職員局人事課において処理する。ただし、委員から依頼されたものに限る。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第5条第1項第2号の委員任期の終期により、その効力を失う。